



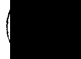
(様式16)

研修等 報告書

2017年7月5日

三田市議会議長 平野 菅子 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	日本共産党	代表者	長谷川美樹 
参加者氏名	長谷川美樹  国永紀子 		
講演会等研修名	全国地方議員社会保障研修会		
研修事項	・介護保険新総合事業と次期見直しの争点 ・子どもの貧困～現状の問題点と国・自治体施策 ・生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識他		
日 時	2017年4月24日(月曜日)～ 2017年4月26日(水曜日)		
場 所	大阪府保険医協会 MD ホール		
所 見	別紙参照。		
添付資料	・ ・ ・ ・		

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)

2017年4月24日(月)～26日(水)の日程で、大阪社会保障推進協議会による「全国地方議員社会保障研修会」が開催され、参加してきた。

全国から約150名の参加で、会場はほぼ用意された席がふさがり、参加された議員の熱心さにも感心した。

初日の24日は午後からの開催で、日下部雅喜氏(大阪社会保障推進協議会・介護保険対策委員長)による「介護保険新総合事業と次期見直しの争点」について、翌25日午前には、中塚久美子氏(朝日新聞記者)による「子どもの貧困～現状の問題点と国・自治体施策」について、同日午後は徳武聡子氏(司法書士・日本司法書士会連合会経済的困窮者の権利擁護部会部会員)による「生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識」について、最終日の26日午前には、戸田伸夫氏(税理士)による「公的債権・滞納処分の基礎知識と対処法」について、同日午後の最終研修は、寺内順子氏(大阪社会保障推進協議会・事務局長)による「国保都道府県単位化最新情報と今後の争点」について、それぞれ研修を受けた。

初日の日下部氏の研修では、介護保険と「総合事業」との関係で、「介護保険見直しの『今』をつかむ」として、各自治体の現状と問題点が示された。

「総合事業」では、基準緩和型によるサービス提供と単価切り下げとなってきた。問題点として、

- ① 訪問介護の「生活援助」の内容・目的・効果をほとんど無視「無資格でもできる論」
- ② 無資格にすれば人材確保できる保証は全くなし
- ③ 現行のヘルパー・デイサービスが今後利用しにくくなる可能性
- ④ 緩和型で提起用すれば有資格者が提供しても単価が大幅ダウン  
これらにより、人材不足にあえぐ介護事業所は大ピンチに陥っている。
- ⑤ 新規認定申請者には、必ず「介護認定」を受けさせる取り組みが必要。(三田市は「する」といっているが、実態調査が必要)
- ⑥ 自立支援に名を借りた「卒業」・利用抑制をさせないこと  
桑名市の例：「地域生活応援会議」(地域ケア会議)で・・・「サービスを利用しようとするすべての被保険者に、介護保険を『卒業』して地域活動に『デビュー』することを目標として、介護予防(＝生活機能の向上)に資するケアマネジメントを多職種共同で提案」  
\*ケアマネジャーとの懇談や、自治体の実態把握と改善を求めることが重要。
- ⑦ 総合事業には「上限」が設定されている。
  - ・ 事業開始の「前年度の予防給付」+「介護予防事業」の総額
  - ・ 自治体の「75歳以上高齢者の伸び率」の範囲  
→「国・県」から金が入らず、自治体単独で負担へ(市当局が考え方を示さない)

場合は要注意) →(イ) 自治体から国に向けた財源確保の要求を迫る (ロ) 上限額を口実とした「抑制・削減」をさせない(当面、一般財源でも負担させる)

- ⑧ 低賃金による介護にかかわる人材不足・確保困難となっている。  
厚労省も「短歌や基準の設定の際には、地域のサービス量への影響について考慮するとともに、根拠に基づく説明によりサービス事業者をはじめとした関係機関と十分に協議を重ねること等が大切である」(2016年10月27日)としている。しかし、ほとんど協議されていないのではないか。
- ⑨ 介護専門職以外の担い手の確保の取り組みとして、厚労省が注意喚起:「介護専門職としての資格を持つ職員が引き下げられた短歌によるサービスを担う場合、最終的には、『介護専門職の処遇悪化につながる』ことも考えられることに留意すること』としている(2016年10月27日)。…6月議会で実態をつかむ

次期「介護保険制度改定」(2017年法改正予定)、(2018年介護報酬改定、第7期事業計画)は重要問題。

- ① 利用者負担に「3割」を導入(年金年収等 340万円以上):対象者数は約12万人
- ② 高額介護サービス費で、負担上限額の引き上げへ(月額自己負担限度額:  
一般=37,200円 → 44,400円へ)
- ③ 「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進」として、インセンティブを設け、新しい「交付金」型の導入へ。
- ④ 「我が事・丸ごとの地域作り・包括的な支援体制の整備」…自治体の実態を把握することが重要。
- ⑤ 新たな「共生型サービス」を位置づけ、「高齢者と障害児者が同一の事業でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に「新たに共生型サービスを位置付ける」としている。…専門性は全く違うのに、どうするのか?
- ⑥ 2018年度報酬改定・第7期介護保険事業計画で…  
「通所サービスの基準・報酬」がさらに引き上げへ、「自立支援介護」の報酬では、「要介護度」が下がったら、「報酬を引き上げ」へと誘導する。また、自治体に対する「要介護認定率」改善の「財政的インセンティブ」をつけるなど、問題が顕著化へ。

\*2018年4月改定実施、介護報酬改定、第7期計画・保険料改定へ

\*「給付と負担の連動」で、財源的・制度的限界に来ている

「公費」 → 「増やさない」… → 国庫負担分20%を増やすことを求める

「保険料」 → 「もう限界」

「給付」 → 「削減・負担増」へ

→ 自治体による「一般財源からの繰り入れ」： 可能・・・国は禁止していない

2 日目の午前中は、「**子どもの貧困＝現状の問題点と国・自治体施策**」について研修  
By 中塚久美子氏(朝日新聞社大阪本社記者)

きっかけ： 10 年前、大阪市職員から「母子家庭の子どもが、大学進学はどうか」といわれたことから、特に母子家庭などで教育費負担の大きさ、進路が狭められている現状に疑問を持ったこと。

「貧困状態にある子どもは？」

- ・ 食べ物と屋根さえあればいいのか？
- ・ 「よく食べて良く寝る。学校に行く。友人付き合いをする。学校・地域行事に参加する。望めば進学。夢を抱く」など、機会や選択肢の剥奪がされているのでは？
- ・ 子どもは孤立や無力感という形で経験する  
\*「子どもの権利条約」の実践が重要

データでは・・・

子どもの貧困率(相対的)： 16. 3%(6 人に一人)  
一人親など大人一人世帯では、 54. 6%ののぼる  
生活保護受給の 19 歳以下の子ども＝ 30 万人  
就学援助受給の子ども＝ 156 万 8 千人  
(公立小中学生全体:1,006 万 1,116 人)

年間の可処分所得が、一人世帯で 122 万円未満(2 人世帯で 172 万円、3 人世帯で 211 万円)が貧困率の目安であり、そうした下で、

学習費(2014 年度)： 公立小学生＝32 万円、  
中学生＝ 48 万円、  
全日制高校性＝41 万円

の大きな負担となっている。

\* 高校就学日は平成 17 年度から補助されることになったが、大学進学は制度上(生活保護)不可 → 高校卒業後は働くしかない。(大学へは自力で行くしかない)

大学進学率： 全国平均 ＝ 73.2%  
生活保護世帯＝ 33.4%

これ以外のいくつかのデータから

・高校中退

- ・子どもの貧困と虐待・ネグレクト
- ・虐待相談の方さ文責から
- ・複合的困難を抱える児童虐待(経済的困難・ひとり親家庭)
- ・親の成育歴、心身の状態
- ・一人親の健康状態
- ・一人親の現状(一人親となった理由・就業状況・収入)
- ・母子家庭の所得(稼働所得が少ない)
- ・男女の賃金格差(正規職の男性に比べ、非正規の女性は約 6 割)
- ・非正規雇用の増加と男女の雇用格差
- ・離婚後の男性による「養育費」不払い(実際の受け取りは 19.7%)
  - 母がダブルワークで夜不在 → ネグレクトと言われる
  - 離婚後の父が養育費不払い → ネグレクトとは言われない
- ・法による未婚一人親 → 同じ「一人親」でも重い税負担
- ・既婚歴の有無による「差」 → 寡婦控除が受けられない(保育料・公営住宅)
  - \*「みなし控除」が全国で拡大
  - \*「公営住宅法施行令改正」で、2016 年 10 月から公営住宅に適用
- ・親が抱える困難の原因は？
  - \*女性の低賃金 = 働くことが貧困解消になっていない(8 割の母子家庭が働いている)
  - \*養育費不払い
  - \*児童扶養手当等給付が毎月でない → 家計が不安定へ
  - \*負の連鎖
- \*対策としての支援：
  - ① 無料学習会・居場所
    - 「生活困窮者自立支援制度」によって、福祉事務所がある 901 自治体が任意で実施する事業となった
  - ② 誰かにつながる場所 (例:滋賀県守山市)
  - ③ 生活・育ちの支援 (京都市のNPO・大阪箕面市のNPO)
  - ④ 地域発 子どもの居場所「子ども食堂」
  - ⑤ 子どもの貧困対策法(2013 年 6 月成立、14 年 1 月施行)
    - 問題点: 貧困率の削減数値目標がない
    - 保育・医療に触れてい
- 6 国の最近の動き
  - ・児童扶養手当の2、3 人目の額を倍増(2016 年 8 月から)
  - ・就学援助の入学準備金倍増と 3 月支給へ
- 7 自治体ができること: 既存の制度を点検

- ・入学準備金の前倒し(3月支給)へ・・・事務手続きの見直しで可能
- ・就学援助の周知と申請促進
- ・児童扶養手当の支給方法改善(明石市:希望者へ貸付金として、毎月渡すモデル事業・・・収入の平準化)
- ・「みなし寡婦控除」の導入による減免措置  
(岡山市・松山市・千葉市・高知市・高松市・那覇市・札幌市・奈良  
新潟市・八王子市・熊本市・新宿区・文京区など)
- ・自治体から法改正の声を国へ(寡婦控除の見直し)

\* 何より重要なのは、子どもの視点に立って考え、対策を取っていくこと。

2 日目午後は、「生活再建のために＝生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識」とだいて徳武聡子(司法書士)による研修を受けました。

#### 1. 多重債務相談への対応

- ① 借金は必ず解決する。借金で死ぬことはない。・・・多重債務の実態
- ② 「借金のことで困っているんです」といって相談に来る人ばかりではない。
- ③ 多重債務の見分け方・・・これらの相談の裏に多重債務が隠れていることも多い。
- ④ 借金解決の道
  - ・自己破産
  - ・個人再生
  - ・任意整理
  - ・特定調停
  - ・過払い金の回収
- ⑤ 借金解決で終わり?・・・ギャンブルが借金の原因の場合がある
- ⑥ ギャンブル依存症は、完治しないが、回復は可能・・・対策
- ⑦ 家計管理・成年後見

#### 2. 生活保護制度の基礎知識について研修・・・実例をもとに

- ・生活保護に係る行政の水際作戦、国による度重なる切り下げ、生活保護バッシング

こうした実態(背景や制度の運用など)をしっかりと把握し、対応が重要。

ccました。講師は税理士の戸田伸夫氏(税理士)。

国税徴収法と滞納処分の基礎知識を学びました。

初めに、最近目立つ国税、地方税、国保、社会保険事務所の滞納処分の横行などの実態、納付相談に来た納税者への強要、税法によって納期限は定められているが、期限内に納付できない場合には「納税の猶予」や「換価の猶予」で対応しなければならないのに納付能力調査や滞納処分の執行停止を知らない、やったことがない職員がいる実態が報告された。

滞納＝「悪」と見るのではなく、そういった滞納が起こる背景や実情を踏まえた対策が重要である。

「国税徴収法」の内容と、特徴(滞納処分の規定だけでなく、滞納者を守る規定もあること)、滞納処分(差押等)の基本法は「国税徴収法」であり、その内容を学んだ。

「徴収法」の基本は「自力執行権」

国税徴収法の全文改正で、調査会会長、我妻栄氏(東大名誉教授・故人)は「徴収行政のあり方について今日権力の乱用を強く戒め」た。

「差押の制限」では、鳥取県の「児童手当」裁判の例等。

国の「滞納整理の基本姿勢」が重要

→ 具体的な納付計画に基づき、適切に納付緩和措置を講じて、確実に納付させることが必要。そのためには、滞納者の事業内容、財産状況の個々の実情を十分に把握した上で、処理方法の見極めを的確に行うことが重要。滞納者の個々の実情を踏まえること。

「留意点」として、

- ① 納税者に対する親切・丁寧な対応
- ② 滞納者に対する適切な表現による通知
- ③ 売掛金を含め、滞納者の生活維持・事業継続に与える影響等を考慮

換価の猶予(徴収法 151 条の 1)

納税の猶予(通則法46)

滞納処分の停止(徴収法 153 条)

質問検査権(徴収法 141 条)と操作(徴収法 142 条)

\*今の「徴収法」は戦後の日本国憲法が定めている「主権在民」「基本的人権」「幸福追求権」などは反映されていない。 ⇔ 生存権(憲法 25 条)・財産権(憲法 29 条)

\*「自力執行権」ではなく、民事債権の強制執行手続きに近づけることが重要！

研修最終日(4月26日)午後は、最後の研修内容。

「国保都道府県単位化最新情報と今後の争点」と題して、寺内順子氏(大阪社会保障推進協議会 事務局長)から学んだ。

## 国民健康保険都道府県単位化問題

### 1. 都道府県単位化の基礎知識

- ① 2018年度から国保は都道府県単位化に
- ② 都道府県単位化する目的は
- ③ なぜ国は医療費適正化を都道府県にさせたいのか
- ④ 国保財政が変わる: 都道府県が国保財政を握るとは
- ⑤ 新しくできるもの: 都道府県国保特別会計と都道府県財政安定化基金
- ⑥ 大きく変わる国保料(税)の決め方
- ⑦ 2017年度までの市区町村国保料(税)の決め方
- ⑧ 2018年度からの市区町村国保料(税)の決め方
- ⑨ 都道府県事業費納付金と市町村事業費納付金とは
- ⑩ 3つの保険料率
  - ア. 都道府県標準保険料率
  - イ. 市町村標準保険料率
  - ウ. 市町村保険料率
- ‘⑪ 保険料は事業費納付金を100%納付するために集める→集められるか
- ‘⑫ 累積赤字はどうなるのか
- ‘⑬ 財政支援 3,400億円の内訳
- ‘⑭ 2015年度・2016年度中に全国都道府県は市町村と共に都道府県「国民健康保険運営方針」策定のための検討会議を立ち上げ、ワーキング等で議論
- ‘⑮ 2016年度末には都道府県国民健康保険運営協議会が立ち上がり、「国保運営方針案」について諮問、2017年度夏から秋に向けて答申

### 2. 都道府県国民健康保険運営方針

- ① 国保事務を共通認識の下で実施、都道府県が県内の統一的な運営方針を定める必要があるとしている
- ② この「ガイドライン」の扱いは、あくまでも「**技術的助言**」、内容は「**法的義務**」  
**ではない**＜留意のこと＞
- ③ ガイドラインの必須事項(4点)、任意事項(4点)
- ④ 手順の基本



3. 事業費納付金・標準保険料率資産に関するスケジュール
  - ① 2016 年 10 月 事業委納付金・標準保険料簡易計算システムが都道府県へ配布
  - ② 2016 年 1 月末 第 1 回試算(厚労省へ報告)
  - ③ 2017 年 1 月末 第 2 回試算(厚労省へ報告)
4. 全国の状況
5. ほとんどの都府県が試算内容を公表していないのはなぜか
6. 2018 年度からの 1,700 億円とは
7. 都道府県単位化に向けて最終局面に
  - ① 当面の 6 月議会で明らかにすべきこと、議論すべきことは何か・・・試算を出させる(三田市ではシステム改修が終了しているので出せるはず)
  - ② 住民にとって最も重要なことは、命と生活を守る「払える保険料(税)」と「医療アクセス保障」をすること・・・これまで以上に「法定外繰り入れ」を増やすために腹をくくれるか!?

3 日間で、みっちり研修を受けた内容は、いずれも市民生活を守る重要なポイント。

## 1 介護保険総合事業と次期見直しの争点

- ① 2017年4月から、介護保険要支援者1・2のヘルパーとデイサービスの給付を廃止し市町村事業（新総合事業）に移行する。
- ② サービスの「多様化」で、内容や価格、利用者負担は市の裁量できめられる。
- ③ 要支援認定を省略して基本チェックリストのみでの利用も可能
- ④ 市は、総合事業に「上限額」を設定されコスト削減を迫られる。  
実施をめぐる課題として、
  - 「現行相当サービス」を堅持し現行相当サービスの切り下げ・縮小をさせない
  - 無資格・低価格の「緩和型A」はできるかぎり導入させない。
  - 要介護申請権を侵害させない
  - 自立支援に名を借りたケアプランの締め付け・「卒業」強制をさせない
  - 「上限額」を口実とした利用抑制をさせず、財源確保をさせる。

## 2 子どもの貧困～現状の問題点

子どもの相対的貧困率は、40人学級に6～7人。

貧困状態にある子どもとは？「よく食べてよく眠る。学校に行く。友人付き合いをする。学校地域行事に参加する。望めば進学。夢を抱く」などの機会や選択肢が剥奪されている。子どもは孤立や無力感という形で経験をしている。

働くことが解消にならない。低賃金。非正規労働、母子家庭の8割ははたらいっているが貧しい。

対策としてきめ細かな調査、居場所作り、無料学習支援 子ども食堂など自治体で実施がふえてきている。国の支援が必要。

## 3 国保都道府県単位化最新情報と今後の争点

2018年度から県単位化が実施されるが、国保の構造的な問題を解決するためのものではなく、あくまでも医療費適正化のために実施される。

今後は、県に国保特別会計ができ、これまで市に入ってきていたお金が県にはいり、県と市とのお金のやり取りは、市からの納付金と保健給付等交付金のみとなり、県が財政を握るということになる。県から自治体への納付金が示され、100%納付しなければならない仕組みとなり、自治体は一般会計からの繰り入れ、基金のとりくずし、納付金以上の保険税収入を得るなど基金への積み増しなどが起こることが想定される。被保険者にとっても負担増になる。

## 2017年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

# レジュメ・資料集

	日程	テーマ	頁	講師
①	4月24日(月) 13時～17時	介護保険新総合事業と次期見直しの争点	1	日下部雅喜(大阪社会保障推進協議会・介護保険対策委員長)
②	4月25日(火) 9時半～12時半	子どもの貧困～現状の問題点と国・自治体施策	59	中塚久美子(朝日新聞記者)
③	4月25日(火) 13時半～17時	生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識	89	徳武聡子(司法書士・日本司法書士会連合会経済的困窮者の権利擁護部会部会員・生活保護問題対策全国会議事務局次長)
④	4月26日(水) 9時半～12時半	公的債権・滞納処分の基礎知識と対処法	145	戸田伸夫(税理士)
⑤	4月26日(水) 13時半～17時半	国保都道府県単位化最新情報と今後の争点	155	寺内順子(大阪社会保障推進協議会・事務局長)

会場 大阪府保険医協会 MD ホール

主催 大阪社会保障推進協議会

TEL / 06-6354-8662 FAX / 06-6357-0846

メール / osakasha@poppy.ocn.ne.jp